

○なるさわクリエーションパークの設置及び管理等に関する条例施行規則

平成20年7月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、なるさわクリエーションパークの設置及び管理等に関する条例（平成7年鳴沢村条例第13号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条のフジエポックホールの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、フジエポックホール使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日6箇月前から1箇月前までに提出しなければならない。ただし、指定管理者においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の決定)

第3条 指定管理者は、前条の規定による申請及びなるさわクリエーションパーク財産使用料条例（平成7年鳴沢村条例第14号。以下「使用料条例」という。）第2条第2項の利用料金を全額納入した場合は、フジエポックホール使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し申請)

第4条 前条の規定により、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可の取消しを受けようとするときは、使用日7日前までにフジエポックホール使用許可取消し申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第5条 使用料条例第3条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、フジエポックホール利用料金減免申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金減免の決定)

第6条 指定管理者は、利用料金の減免を決定したときは、フジエポックホール利用料金減免決定通知書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 許可の条件を遵守し、係員の指示に従うこと。
- （2） 所定の場所以外において、喫煙又は、火気を使用すること。
- （3） 利用許可のない施設、設備及び備品を利用しないこと。
- （4） 他人に迷惑となる行為又は、危害を及ぼす行為をしないこと。
- （5） その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（利用料金の還付）

第8条 使用料条例第4条の特別な事由とは、次に掲げるものとする。

- （1） 使用者の責任によらない理由により、使用することができなくなったとき。
- （2） 公益上又は指定管理者の都合により、使用の許可を取り消したとき。
- （3） 第4条の規定により、使用許可の取消し申請をしたとき。
- （4） その他相当の理由があると認めたとき。

2 使用者が、前項の規定により利用料金の還付を受けようとするときは、フジエポックホール利用料金還付請求書（様式第6号）に、既に交付された使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（原状回復の義務）

第9条 使用者は使用後直ちに原状に回復して、返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを執行しその費用を使用者から徴収する。

（原状回復の届出）

第10条 前条の原状回復を終えた者は、その旨を係員に報告し点検を受けなければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 1 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

フジエポックホール使用許可申請書

使 用 日 時	年	月	日	午前 午後	時	分
	年	月	日	午前 午後	時	分
使 用 目 的						
使用予定人数	村内者	男性	名	女性	名	計 名
	村外者	男性	名	女性	名	計 名
使 用 備 品 名	有() ・ 無					
その他必要事項	別紙遵守事項は厳守します。					
利 用 料 金	円					
上記のとおり使用したいのでなるさわクリエイションパークの設置及び管理等に関する条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。 年 月 日 住 所 団 体 名 電 話 番 号 責任者氏名 指定管理者 殿						

館長	店長	係	受 理	年	月	日
			許 可	年	月	日 第 号

様式第2号(第3条関係)

フジエボックホール使用許可書

使 用 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分 年 月 日 午前 午後 時 分
使 用 目 的	
使用予定人数	村内者 男性 名 女性 名 計 名 村外者 男性 名 女性 名 計 名
使 用 備 品 名	有() ・ 無
その他必要事項	別紙遵守事項は厳守します。
利 用 料 金	円
先に申請のあった上記のことについて、なるさわクリエーションパークの設置及び管理等に関する条例施行規則第3条の規定により許可します。 (申請日) 年 月 日 住 所 団 体 名 電 話 番 号 責任者氏名 許可第 年 月 日 号 指定管理者	

この許可書を、利用のとき必ず提出して下さい。

様式第3号(第4条関係)

フジエポックホール使用許可取消し申請書						
指定管理者 殿			年 月 日			
			住 所 _____			
			責任者 _____			
			氏 名 _____			
年 月 日付第 号をもって許可のあった、フジエポックホールの使用について、次のとおり取消しをしたいので、なるさわクリエーションパークの設置及び管理等に関する条例施行規則第4条の規定により申請します。						
記						
取消日時	年	月	日	午前 午後	時 時	分 分
	年	月	日	午前 午後	時 時	分 分
取消理由						
備 考						

添付書類：フジエポックホール使用許可書

様式第4号(第5条関係)

フジエポックホール利用料金減免申請書									
指定管理者 殿						年 月 日			
						住 所 _____			
						責任者 _____			
						氏 名 _____			
フジエポックホール利用料金の減免について、なるさわクリエーションパークの設置及び管理等に関する条例施行規則第5条の規定により申請します。									
記									
使 用 日 時		年 月 日		午前 午後		時 時		分 分	
		年 月 日		午前 午後		時 時		分 分	
使 用 目 的									
使 用 団 体 名									
使用予定人数		村内者		男性		名		女性	
								計 名	
		村外者		男性		名		女性	
								計 名	
使 用 備 品 名									
減免申請理由									
※	決 裁	館長	店長	係	受 理 年 月 日				
					許 可 年 月 日 第 号				
		利用料金 0円			減免理由 なるさわクリエーションパーク財産使用 料条例第3条第 号による				

※印欄は、記入しないこと。

注) 地域文化振興などの公共の目的で使用する場合は、村長の承諾書を添付すること。

様式第5号(第6条関係)

フジエポックホール利用料金減免決定通知書

年 月 日

団体名又は住所
代表者又は氏名 様

指定管理者 

年 月 日付けで申請のあったフジエポックホール利用料金の減免について、下記のとおり決定したので、なるさわクリエーションパークの設置及び管理等に関する条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

利 用 料 金	減 免 額	減 免 後 の 利 用 料 金
円	円	0円

様式第6号(第8条関係)

フジエポックホール利用料金還付請求書						
指定管理者 殿				年 月 日		
責任者				住 所 _____		
氏 名 _____						
フジエポックホールの利用について、なるさわクリエーションパークの設置及び管理等に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、既に納入した利用料金を次のとおり還付されるよう申請します。						
許 可 番 号 日 付	許可第 号		年 月 日			
使 用 許 可 日 時	年 月 日		午前	時	分	
	年 月 日		午後	時	分	
	年 月 日		午前	時	分	
	年 月 日		午後	時	分	
請 求 理 由						
納入した利用料金	¥ 円					
※ 還 付 金 額	¥ 円					
※ 還 付 理 由	なるさわクリエーションパークの設置及び管理等に関する条例施行規則第8条第 号の規定による。					
※ 処 理 欄	決 裁 年 月 日		決裁	館長	店長	係
	年 月 日					
※欄は記入しないこと。						

添付書類：フジエポックホール使用許可書

様式第 1 号（第 2 条関係）

（平 3 1 規則 2 ・ 全改、令 4 規則 7 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 3 条関係）

（平 3 1 規則 2 ・ 全改）

様式第 3 号（第 4 条関係）

（平 3 1 規則 2 ・ 全改、令 4 規則 7 ・ 一部改正）

様式第 4 号（第 5 条関係）

（平 3 1 規則 2 ・ 全改、令 4 規則 7 ・ 一部改正）

様式第 5 号（第 6 条関係）

（平 3 1 規則 2 ・ 全改）

様式第 6 号（第 8 条関係）

（平 3 1 規則 2 ・ 全改、令 4 規則 7 ・ 一部改正）